105	327,700	367,200	400,100						
106	329,000	367,700	400,500						
107	330,300	368,300	401,000						
108	331,600	368,900	401,300						
109	333,000	369,500	401,800						
110	333,900	370,000	402,300						
111	335,000	370,500	402,800						
112	336,200	371,000	403,300						
113	337,300	371,500	403,500						
114	338,400	371,900	404,000						
115	339,400	372,500	404,500						
116	340,500	373,000	405,000						
117	341,700	373,400	405,200						
118	342,700	373,900	405,700						
119	343,700	374,500	406,200						
120	344,600	374,900	406,700						
121	345,500	375,100	407,000						
122	346,400	375,600	407,500						
123	347,400	376,000	407,900						
124	348,400	376,300	408,400						
125	349,400	376,900	408,700						
126	349,900	377,400							
127	350,500	377,900							
128	351,100	378,400							
129	351,400	378,700							
130	351,800	379,200							
131	352,300	379,700							
132	352,700	380,200							
133	353,100	380,500							
134	353,500	381,000							
135	354,000	381,400							
136	354,400	381,800							
137	354,800	382,100							
138	355,200	382,600							
139	355,600	383,100							
140	356,000	383,600							
141	356,200	383,900							
142	356,700								
143	357,100								
144	357,400								
145	357,700								
146	358,100								
147	358,600								
148	359,100								
149	359,400								
150	359,900								
151	360,400								
152	360,900								
153	361,200								
再任用職員	252,800	257,800	284,700	309,400	327,100	353,800			

備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条　国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「及び附則第四項第四号」を削り、同条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に、「次条及び附則第七項」を「次条第二項」に改め、同条第四項中「。附則第四項第四号において同じ。」を削る。

第七条の四第一項中「及び附則第四項第五号」を削り、同条第二項第一号イ中「及び附則第四項第五号」を削り、「、六月に支給する場合には百分の八十五」を「百分の九十」に、「百分の百五」、十二月に支給する場合には百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の九十二・五、十二月に支給する場合には百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号イ中「、六月に支給する場合には百分の四十」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十」、十二月に支給する場合には百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の四十七・五、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。

附則第四項から第七項までを削る。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第三条　特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。